

Mirai カンパニー見学会&ロールモデル事業業務委託仕様書

1 業務の目的

本事業は、県内の働く場において、ジェンダーギャップを解消し、誰もが家庭でも仕事でも活躍できる、令和モデル(※1)の社会・職場環境づくりを目的に、3つの業務を実施するものである。

1つ目は、性別役割分担にとらわれない働き方の実現に向けて先進的な取組の学びと実践を促すため、企業等トップや管理職、人事担当等を対象として、女性リーダー登用や職場環境づくりなどに先進的に取り組む先進企業の見学会と意見交換等を行う。

2つ目は、企業における具体的な取組を支援するため、女性活躍専門アドバイザーを企業等に派遣し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく一般事業主行動計画(以下「行動計画」という。)の策定支援や「輝くみえのミライ☆三重県会議」への会員登録及び取組宣言の働きかけを行う。

3つ目は、働く女性のキャリアの継続とキャリアアップ支援のため、県内企業等で活躍する女性ロールモデルと、若手・中堅女性の交流会を実施する。

なお、本業務は、地方公共団体が地域の実情に応じて行う女性の活躍の推進に資する取組を支援することにより、地域内における関係団体の連携を促進し、女性の活躍を迅速に重点的に推進することを目的とする内閣府の「地域女性活躍推進交付金」を活用し、実施するものである。

2 業務名

Mirai カンパニー見学会&ロールモデル事業業務委託

3 委託期間

契約日から令和8年3月13日(金)まで

4 委託業務の内容

(1) 企業等トップ層向けの企業見学会

① 趣旨

企業等のトップ層と管理職の意識啓発のため、三重県内の企業の大多数を占める中小企業等のトップ層を対象に、ジェンダーギャップ解消に向け、気づきを促し、各企業において具体的な実践につなげる企業見学会等を開催する。

② 概要

三重県内の企業・団体の企業トップ層をはじめ人事・労務担当の管理職を対象とし、参加者を公募のうえ、意識啓発のための企業見学会や意見交換を実施する。

ア) 実施回数 3回以上

イ) 実施場所 三重県内を中心とした企業の事業所等

※1 「令和モデル」とは、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会への変革が実現した姿。【出典：令和5年版 男女共同参画白書(内閣府男女共同参画局)】

なお、三重県外の事業所等を実施場所として提案する場合は事前に県と協議すること

- ウ) 募集人数 各 15 名程度を目安とする
- エ) 開催時期 契約日から令和 7 年 12 月末まで

③ 企業見学会の内容

ア) 企業見学会

誰もが家庭でも仕事でも活躍できる、令和モデルの社会・職場環境づくりのため、女性リーダー登用や職場環境づくりなどに先進的に取り組む先進企業を見学すること。受入企業からは自社の取組説明のほか、トップの取組に対する想いや、そこで働いている女性社員の生の声なども紹介していただくことで、参加者の理解を深めるものとなるよう工夫すること。

なお、受入企業は、ジェンダーギャップの解消に関して県内外で研修の開催経験や表彰の実績を有するなど先進的な取組を実施していることとし、地域や業種が偏らないよう考慮のうえ、県と協議して決定すること。

- イ) 受託者が選定した講師による、見学会の内容を振り返るための小講座
- ウ) 参加者及び受入企業の社員による意見交換

なお、必要に応じて上記イの講師が進行役を務めること

- エ) その他、業務の趣旨を踏まえ効果的と認められるもの

④ 開催にかかる留意点

ア) 受入企業への謝金、その他運営に係る全ての経費は委託費に含めるものとする。

イ) 本見学会の開催にあたり、募集チラシを 2,000 枚程度作成し、1,000 枚を県に納品、1,000 枚を受託者が経済団体等に適宜配布し、効果的な参加者募集に努めること。

ウ) 本見学会の運営にあたっては、運営及び進行にかかる手順を記した「運営マニュアル」及び「進行台本」を作成し、必要に応じて参加者及びスタッフへの配布を行うほか、参加者との事前調整、資料作成、受入企業との調整を経た会場レイアウトの検討や会場設営・撤収、進行、参加者への案内など、見学会の運営に必要な一切の業務を行うこととする。

(2) 女性活躍推進法に基づく行動計画策定等の支援

① 趣旨

企業等トップの意識啓発を行い具体的な取組へとつなげるため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている常時雇用労働者 100 人以下の企業を対象に、行動計画の策定支援を行い、県内の女性が活躍できる職場環境の整備を図るものである。

② 女性活躍推進アドバイザーの配置

女性活躍推進アドバイザーを配置し、県内に本社・本店を置く事業所のうち常時雇用労働者数が 100 人以下の事業所に対して、アドバイザーによる助言等を行い、行動計画の策定を支援する。

また、策定先に対しては、「輝くみえのミライ☆三重県会議」に未加入の場合は会員登録を勧めるなど、女性活躍の推進に関する県の施策への協力を働きかけることとする。

③ 支援件数について

上記②について、下表に示すア、イいずれかの項目について基準数以上の支援を行うものとする。

項目	基準数
ア) 女性活躍推進法に基づく行動計画の策定事業所数 (更新含む)	10 ※2
イ) 女性活躍推進法に基づく行動計画の策定事業所数 (更新含む)	8 ※2
かつ 同計画の策定に向けて訪問した事業所数	14 ※3

④ 業務にあたっての留意事項

ア) アドバイザーには、女性の活躍推進に関して知識を有し、事業所に対して適切な助言を行い、行動計画策定のための支援を行うことができる者を従事させることとする。

イ) 契約満了時において、上記③に定める支援件数が基準数に満たなかった時は、不足件数に応じて委託金額を減額する場合がある。なお、減額する金額は別途三重県が定めることとする。

ウ) 業務完了報告時に、支援した事業所について対応結果の報告書を提出することとする。なお、報告書の様式等は、別途三重県が指示を行う。また、支援した事業所の行動計画の写し（三重労働局の受理が確認できるもの）を提出することとする。

エ) 当事業を周知するためのチラシを2,000枚程度作成し、1,000枚を県に納品、1,000枚を受託者が周知のため適宜配布すること。

オ) 原則、アドバイザーが派遣に出向くこととする。ただし、効果的に実施できる場合や、その他県が認める場合はWeb会議システムを利用して、遠隔での実施も可とする。なお、Web会議システムの利用環境等については、受託者の責任において確保すること。

カ) 上記(1)企業等トップ層向けの企業見学会の参加企業から希望があった場合、優先的にアドバイザーを派遣できるよう調整すること。

(3) ロールモデル事業

① 趣旨

三重県内で働く若手・中堅女性を対象に、自身のキャリアの継続やキャリアアップに向けて参考にしてもらうため、県内で活躍する女性（ロールモデル）との交流会を行う。

② 交流会の内容

下記の<1>から<3>記載の内容を含み、全体で3回以上実施するものとする。

※2 本アドバイザーの支援により行動計画を策定し、三重労働局に受理された事業所数とする

※3 行動計画の策定に至らなかった事業所について、その理由も報告書に記載すること

＜1＞理系職種交流会

三重県内の企業・団体において、理系職種等女性が少ない分野・職種において活躍しているロールモデルと若手・中堅女性との交流会を実施する。

- ア) 実施回数 1回以上
- イ) 実施場所 北勢地域
- ウ) ロールモデル 各1名以上
- エ) 参加人数 各10名程度を目安とする
- オ) 内容
 - ・理系職種で働くロールモデルに来てもらい、自身の体験談などの紹介や、参加者の質問に答えてもらうほか、参加者同士の交流を行う。
 - ・その他、業務の趣旨を踏まえ効果的と認められるもの

＜2＞オンライン交流会

三重県内の企業・団体に働くロールモデルと若手・中堅女性のオンライン上での交流会を実施する。

- ア) 実施回数 1回以上
- イ) 実施場所 オンラインでの実施
- ウ) ロールモデル 各1名以上
- エ) 募集人数 各10名程度を目安とする
- オ) 内容
 - ・出産・子育て等のライフイベントの変化を経験し、仕事と両立しているロールモデルに、現在産休・育休中や子育て中の女性、また、出産後も働き続けたいと考えている女性からの質問や相談に答えてもらうほか、自身の経験話を話してもらうなどの交流を行う。
 - ・その他、業務の趣旨を踏まえ効果的と認められるもの。

＜3＞交流会&意見交換会

三重県内で活躍するロールモデルと若手・中堅女性の交流会を実施及びジェンダーギャップ解消に向けたロールモデル及び参加者の意見交換会を実施する。

- ア) 実施回数 1回
- イ) 実施場所 三重県内及びオンライン配信
- ウ) ロールモデル 4名程度
- エ) 募集人数 30名程度を目安とする
- オ) 内容
 - ・三重県内で活躍するロールモデルに、県内で働く若手・中堅女性に対して、自身の経歴やライフイベント等を乗り越えた経験等を話してもらう。
 - ・グループに分かれて、参加者からロールモデルに対して、質疑応答など交流を行う。
 - ・グループに分かれて、ロールモデルと参加者から、ジェンダーギャップ解消に必要な取組等について意見交換を行う。
 - ・その他、業務の趣旨を踏まえ効果的と認められるもの。

全ての交流会を、令和7年12月末までに開催するものとする。詳細な時期やロールモデルについては県と受託事業者で協議のうえ決定する。

③ 開催にかかる留意点

- ア) 交流会の会場費、オンライン交流会の配信に係る経費、ロールモデル等の謝金、その他運営に係るすべての経費は、委託費に含めるものとする。
- イ) 本交流会の開催にあたり、募集チラシを2000枚程度作成し、1000枚を県に納品、1000枚程度を受託者が経済団体等に適宜配布や、各種メディア等の媒体を活用するなど、効果的な参加者募集に努めること。
- ウ) 本交流会の運営にあたっては、進行にかかる手順を記した「運営マニュアル」及び「進行台本」を作成し、必要に応じて参加者及びスタッフへの配布を行うほか、参加者との事前調整、資料作成、会場の設営・撤収、進行、参加者への案内など、運営に必要な一切の業務を行うこととする。

5 委託業務の実施条件

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けることとする。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容を踏まえ、最終的に三重県が決定を行うものとする。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、その都度三重県と協議するものとする。
- (4) 本業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は三重県に属するものとする。
- (5) 受託者は、県の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

6 必要書類の提出等

受託者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに本課に以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 行程表
- (3) 個人情報責任体制等報告書
- (4) その他、三重県が必要とする書類

7 納品する成果品

業務完了後、速やかに業務完了報告書（様式任意、A4判・両面印刷）を提出して完了検査を受けることとする。

なお、業務完了報告書には次の項目を含むこと。

- (1) 委託業務の実施内容
- (2) 委託業務の成果・事業効果の検証結果
- (3) 委託業務収支決算（計算）書

- (4) 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- (5) 紙媒体以外による活動の場合は、写真等、履行状況が確認できるもの
- (6) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- (7) 上記資料に関する電子データ 1式 (CD-R 等)

8 特記事項

- (1) 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守してください。なお、「個人情報の保護に関する法律」第176条、第180条及び第184条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意してください。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (3) 受託者が上記(2)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。